大阪公立大学 Osaka Metropolitan University 学術情報リポジトリ

明末における塘報の伝達：大同辺外から北京へ

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2012-01-10
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 櫻井, 俊郎
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006093

明末における塘報の伝達－大同辺外から北京へ

櫻井　俊郎

はじめに

論者はさきに、長城地帯の前線から朝廷へ発出された公文書史料をもとに、明末の宣府・大同方面における偵察活動の実情を描出する試みを発表した(1)。論中では特に、長城外の偵察活動が当時の遼東情勢と関連していたこと、その活動には属夷とされたモンゴル人たちが深く関わっていたこと、モンゴル人達は旧時の約束をたてに明朝に対して恩賞を強く要求しており、厳しい交渉を余儀なくされた明朝と彼らとの間には軋轢も生じていたこと、等を指摘することができた。

材料として用いた公文書は、主として塘報と呼ばれる、前線からの軍情報告である。「一次情報」ゆえに現場で何が起こっていたのかをつぶさに伝えるものであり、そこから明軍の将領と辺外モンゴル人たちとの生々しいやりとりを再現することができたのは、大きな収穫であった。塘報はまた、それ自体が当時の情報伝達のありようを具体的に示すものでもある。前線で探り得た情報が、いかにして北京の兵部・朝廷まで伝えられたのか、その受け渡しの経路や伝達速度の実際も内に記録している。前稿では、あくまでも前線での偵察活動の実態分析に焦点を当てていたため、情報が如何に中央へ伝達されたかについては論究しなかった。

本稿では、前稿にて用いたのと同じ公文書を、当時の情報伝達がどうなっていたかという観点から再度俎上に載せて分析を試みることにする。

1．崇禎十四年五月、大同総鎮標下の哨丁・安心才らの報告

最初に具体例を一つ挙げ、詳しく分析することにしたい。崇禎十四年五月十五日に兵部に届けられ、同日、題本に引用されて上奏された、宣大総督張福臻の塘報(2)を見てみることにする。はじめに**【原文】**を掲げ、**【読み下し】**と**【翻訳】**を順次、示す。そのそれぞれには句読点のほか、入れ籠式の構造になった各級の公文書を区別するため、カギ括弧も加えた。また、文書の送達順を示すため、便宜的に丸数字を附しておいた。例えば、②の文書の場合、その始まりと終わりを『②･･･／･･･②』という具合に表現してある。**【原文】**を除き、基本的に当用・常用漢字に置き換えてある。

【原文】

兵部題行「宣大總督張福臻塘報」稿　秋字百六十四號五月廿行訖、大同科書辦趙文鎔・楊蕃承

『⑧兵部尚書加俸二級降三級臣陳謹題、爲夷情事。崇禎十四年五月十五日午時、准宣大總督張福臻塘報内稱、『⑦崇禎十四年五月十四日辰時、准大同巡撫劉夢桂塘報開稱、『⑥本年五月十一日寅時、據大同右衛路管參將事都司僉書王之棟火牌塘報、『⑤本月初九日亥時、據殺胡堡守備張成功稟稱、『④

本日酉時、據監邊把總周希哲報稱、『③有大同總鎮標下哨丁安心才・右衛路張進寶等・助馬路郝廷寶等、從本邊七墩水口入口、報稱『②有熟夷、向進才・進寶等説稱『①朝庫兒帶領夷人、每名騎搽雙馬、要紅踢胸・箭四十枝、跟隨兩個小官來邊、講討封賞情形。①』役等復又探得、前來夷人、在於離邊三十里外地方、住牧察點。役等見得、人馬衆多、不比往日、乘便入口稟報。②』其總鎮下温彦莊等・右衛路張士德等・威遠路董天才等、尚在口外哨探。③』等情、緣繇到職。④』具稟到路。⑤』塘報到職。據此爲炤。夷目朝庫兒等、因在殺胡口外、閹刀説誓、願護哨導馬、該前督撫題奉明旨、歲給賞賚。三年以來、俱於燒荒之時、炤邊約全給並無欠少。此時尚未入秋、且今東西多事之時、率領部落及卜酋遺孽、乘機挾講。况昨已奉有明旨、現行道將等官講讐。今各夷帶領兵馬衆多、忽到三十里之外、其爲何如。除發兵設防外、俟再有情形另行馳報。⑥』等情、到部院。准此看得、卜酋即急于講封、只宜卑辭以求、豈可領兵要挾。除咨行該撫、理諭速歸靜候、講讐一就緒、便即代題、萬不可自貽伊戚、及飭令發兵嚴防外、理合塘報。⑦』等因到部。謹具題知。崇禎十四年五月十五日。⑧』

兵部『⑧’爲夷情事。該本部題、云云。⑧’』等因、崇禎十四年五月十五日本部尚書陳具題、十六日奉聖旨。『⑨知道了。著該督撫道將、嚴兵飭防、不得疎虞取咎。欽此。⑨』欽遵、密抄到部送司、案呈到部、『⑩擬合就行。爲此、一、咨宣大總督・大同巡撫、煩炤明旨内事理、行令道將等官、嚴兵飭防、勿得弛懈、致有疎虞。⑩』崇禎十四年五月十九日、郎中張若麒。

【読み下し】

兵部、「宣大総督張福臻の塘報」を題・行するの稿　「秋」字、百六十四号、五月廿日行し訖りぬ、大同科書弁趙文鎔、楊蕃、承く。

『⑧兵部尚書加俸二級・降三級、臣陳、謹んで題し、夷情の事の為にす。崇禎十四年五月十五日午時、宣大総督張福臻の塘報を准けたり。内に称すらく、『⑦崇禎十四年五月十四日辰時、大同巡撫劉夢桂の塘報を准けたり。開して称すらく、『⑥本年五月十一日寅時、大同右衛路管参将事都司僉書王之棟の火牌塘報に拠るに、『⑤本月初九日亥時、殺胡堡守備張成功の稟に報ずらく、『④本日酉時、監辺把総周希哲の報に拠るに称すらく、『③大同総鎮標下の哨丁安進才、右衛路張進宝等、助馬路郝廷宝等、本辺七墩水口より入口して報ずる有り、称すらく、『②熟夷の進才、進宝等に向かいて説く有り、称すらく、『①朝庫児、夷人を帯領し、毎名双馬を騎搽し、紅の踢胸、箭四十枝を要し、両個の小官を跟随して辺に来り、封賞の情形を講討せり、①』と。役等、復又探り得たるに、前来の夷人、辺を離るること三十里外の地方に在りて住牧せること、察点したり。役等、見得たるに、人馬衆多なる、往日の比にあらざれば、便に乗じて口より入り稟報せり、②』と。其の総鎮下の温彦荘等、右衛路張士徳等、威遠路董天才等、尚お口外に在りて哨探しつつあり、③』等情ありて、縁由、職に至る。④』稟を具して路に至る。⑤』塘報、職に至る。此に拠りて為照するに、夷目の朝庫児等、殺胡口外に在りて、閹刀して誓を説くに因り、哨を護り馬を導かんことを願う。該前督撫、題して明旨を奉じて、歳に賞賚を給し、三年以来、俱に焼荒の時に於いても辺約に照らして全給し、欠少無し。此の時は尚お未だ秋に入らざるも、且も今は東西多事の時にして、部落及び卜酋の遺孽を率領して機に乗じて講を挾む。況や、昨ごろ已に明旨を奉有し、現に道・将等の官に行して講讐しつつあり。今、各夷の帯領せる兵馬、甚だ衆多なり、忽として三十里之外に到れるを、其れ如何なすべ

きや。兵を発して防を設くるを除くの外、再び情形あるを俟ちて另に馳報を行え。⑥』等情ありて、部院に到る。此を准けたり。看得たるに、卜酋、講封に即急なるは、只、宜しく卑辞して以て求むべきなるに、豈に兵を領して要挾せんや。該撫に咨行して、理として速やかに静候に帰すべきなるを諭し、講讐ひとたび緒に就けば、便ち即ちに代題し、万も自ら伊の戚を貽すべからず、及び飭令して兵を発して防を厳にすべきを除くの外、理として合に塘報すべきなり。⑦』、等因ありて、部に到る。謹んで具し、題知せん。崇禎十四年五月十五日。⑧』

『⑧' 兵部、夷情の事の為にす。該本部題すらく、云々。⑧' 』等因ありて、崇禎十四年五月十五日、本部尚書陳具題す。十六日、聖旨を奉じたり。『⑨知道了。該督撫・道・将に著して厳兵飭防せしめ、疎虞にして咎を取るを得ざれ。此を欽め。⑨』欽んで遵い、密抄して部に到り、司に送る。案呈、部に到る。『⑩擬すらくは合に就きて行うべし。此が為に、一、宣大総督・大同巡撫に咨して明旨内の事理に煩照し、道・将等官に行令して厳兵飭防せしめ、弛懈して疎虞あるを致すを得ること勿れ。⑩』と。崇禎十四年五月十九日、郎中張若麒。

【翻訳】

兵部、「宣大総督張福臻の塘報」を題・行するための稿本 {＝収貯の整理用タイトル}

「秋」字、百六十四號、五月廿日、発出済み {＝収貯の整理記号・番号}。大同科書弁趙文鎔、楊蕃、受領。{＝収貯の整理者}

『⑧兵部尚書加俸二級・降三級のわたくしめ陳新甲が謹んで夷情に関する題本を上奏致します。崇禎十四年五月十五日の午の刻（12:00）に、宣大総督張福臻の塘報を受領致しました。曰く、『⑦崇禎十四年五月十四日の辰の刻（8:00）に、大同巡撫劉夢桂の塘報を受領致しました。曰く、『⑥本年五月十一日の寅の刻（4:00）に受領した、大同右衛路管参将事都司僉書王之棟からの火牌塘報 {＝割り符を用いた緊急情報} に拠りますと、『⑤今月九日の亥の刻（22:00）に受け取りました、殺胡堡守備張成功の稟報に拠りますと、『④本日の酉の刻（18:00）に承けた監辺把総周希哲からの報に拠りますれば、『③大同総鎮標下の哨丁 {＝斥候} 安進才、右衛路張進宝ら、助馬路郝廷宝らが、本辺の七墩水口より殺胡口に入って報を寄せて参りました。曰く、『②ある熟夷が、我らに向かって申しますには、『①朝庫児はモンゴル人たちを引き連れております。一人につき二頭の馬を連れ {＝一頭に騎乗、一頭を牽引？}、紅色の踢胸 {＝あぶみ？} と箭四十枝を要し {＝ひと括りにし？}、二名の小官を跟随して辺に来まして、恩賞に与らんがことについて話し合いに参っております。①』とのことでした。我ら {＝哨丁安進才ら} がまた、探り得たところによりますれば、参り来たモンゴル人どもは、長城の辺から距離三十里外の場所に留まって居りまして、動物たちに草を食ませておりますこと、偵察の結果確認しました。我らが見たところ、人も馬も以前に比べ甚だ多かったため、我らは都合に合わせて稟報しに長城の関門より領内に戻った訳でございます。②』とのことでした。大同総鎮に所属する温彦荘ら、右衛路の張士徳ら、威遠路の董天才らにつきましては、いまもなお長城関門の外にて偵察を続けております。③』とのことでした。以上、臣職 {＝殺胡堡守備張成功} に至りました。④』とのことでした。この稟報が我が路 {＝大同右衛路管参将事都司僉書王之棟} に至りました。⑤』とのことでした。この火牌塘報が、臣職 {＝大同巡撫劉夢桂} に至りました。この塘報に拠って為照いたしまするに、夷目の朝庫児らは、殺胡堡の口外に在りまして、閼刀して誓いを述べ立てまして、我

が哨丁を警護し馬を先導せんと買って出ております。当該の前督撫に於きまして具題して陛下の明旨を奉じられ、毎歳、彼らに恩賞を与えてやることになりました。ここ三年の間、なべて焼荒〔不詳：原義は、開墾時に野草を焼き払うこと〕の時に於いても辺約に照らして全給しておりまして、欠少したことはございません。当時はなおまだ秋になっておりませんでしたが、今や東西多事多難の時に臨みまして、モンゴル人部落及び順義王卜失兎の庶子を率い参って、機に乗じ脅すように話しを持ちかけてきております。いわんや、さきにすでに陛下の明旨を奉りまして、現在既に兵備道や参将等の官に文書を送って厳しく督責しておるところであります。今、モンゴル各夷の引き連れております兵馬が甚だ多数に上っており、それらが忽として長城の三十里外に出現したことにつきましては、一体どのように処置すべきでありましょうや。兵を発して防備を固めるのは勿論のこと、そのほか再び情報が届くのを待ちまして、別に急ぎ報告いたします。⑥』といった内容が宣大総督衙門に届き、受け取りました。看得たところによりますと、卜失兎の庶子らが恩典に与ろうと交渉に躍起になっていることにつきましては、本来は当然、へりくだった態度で求めて参るべきであるにもかかわらず、なぜ兵を引き連れて無理強いを言ってくるのでしょう。当該巡撫に咨行して、筋道として速やかに平穏を取り戻すべきであると諭を下し、厳しい督責がひとたび緒に就けば、すなわちただちに代わって具題し、万一にも自ずからその憂いをのこすべきではなく、且つまた飭令を下して兵を発し、防を厳重にすべきなのはもちろん、その他に、当然のこととして塘報すべきでございます。⑦』という内容の文書が兵部に届きましたので、謹んで題本を作成し、ご報告申し上げます。崇禎十四年五月十五日。⑧』

『⑧’兵部がモンゴル情報に関して題します、云々。⑧’』崇禎十四年五月十五日、兵部尚書陳新甲が題本を作成し、十六日、陛下の聖旨を奉じました。『⑨朕は承知した。当該の総督・巡撫・兵備道・参将らに命じて兵を厳しく督責して防備を固め、ゆめゆめ怠って咎を受けることなきようにせよ。これをつつしめ。⑨』欽んでお遵いし、密かに筆写して兵部に届けられ、職方清吏司に送られました。職方清吏司で案呈が作られ、兵部尚書に届けられました。『⑩職方清吏司としては、当然、上記に従って処理すべきと存じます。そのために、一つ、宣大総督・大同巡撫に咨文を発出して、陛下の聖旨の内容に準拠し、兵備道・参将らに命令を送って兵を厳しく督責して防備を固め、いい加減にだらけて疎かにし、怠ることの無いようにすべきであります。⑩』崇禎十四年五月十九日、兵部職方清吏司郎中張若麒。

【文書の構成と情報伝達の経過】

さて、この文書の情報元は、辺外へ偵察に出ていた大同総鎮標下の哨丁安進才、右衛路張進宝等、助馬路郝廷宝等であった。一次情報はどの衙門の誰の手を経て、どの程度の時間を費やして北京まで伝えられていったのか。各衙門では、受領した文書（情報）をどのように新たに文書化して次の衙門へ送り出すのか。この塘報の内容と文書構成を見ると、それらの点が自ずと見えてくる。

まず、情報の受け渡しの順序は、次のようになろう。安進才らは、熟夷の口から得た情報①に、彼ら自身が偵察して得た情報を併せ、監辺把総の周希哲に稟報②した。周希哲はそれを殺胡堡に報じ③、守備の張成功はその情報を大同右衛路に宛てて稟報④した。路の管参将事都司僉書の王之棟が大同巡撫衙門へ火牌塘報⑤を発し、巡撫の劉夢桂が宣大総督衙門へ塘報⑥にて報告を行い、総督

張福臻が塘報⑦を北京の兵部に送り、兵部尚書陳新甲が崇禎帝に題本⑧で報告した。崇禎帝は情報を見て聖旨⑨を下す。以上が、情報の流れである。そして、聖旨を承けた兵部では、このあと宣大総督・大同巡撫に咨文⑩を出すことが決定され、職方清吏司により作成された案呈にその旨が記されたのである。

ところで、北京から宣府・大同方面への情報伝達ルートは当時、どの様になっていただろうか。路程書などには、商業者らにより利用されていた交通路が記されており、参考にしてよいように思う(3)。もちろん、あくまでも商業路である以上、軍事情報の往来に利用された経路と完全に一致するとは限らない。しかし、およその距離を知るについては、そう大きく誤る危険は少ないであろう。また、『中國歴史地圖集』に記してある各鎮・衛・堡などの場所も参照することによって、この塘報がだいたいどこを通過し、どれほどの距離を運ばれたものかが推定できる。路程書からわかる概算距離と、伝達経路を地図上にドットしたものを次に示す(4)。

〈北京～大同の駅遞ルート〉

北京徳勝門－[50～60 里]－榆河駅－[50～60 里]－居庸関－[8～10 里]－岔道口－[50～60 里]－榆林駅－[30 里]－懐来城－[55 里]－土木駅－[50～60 里]－鶏鳴駅－[50～70 里]－宣府鎮－[60 里]－万全左衛－[120 里]－天城衛－[60 里]－陽和城－[40 里]－大同鎮

※□は近隣に軍站あり。

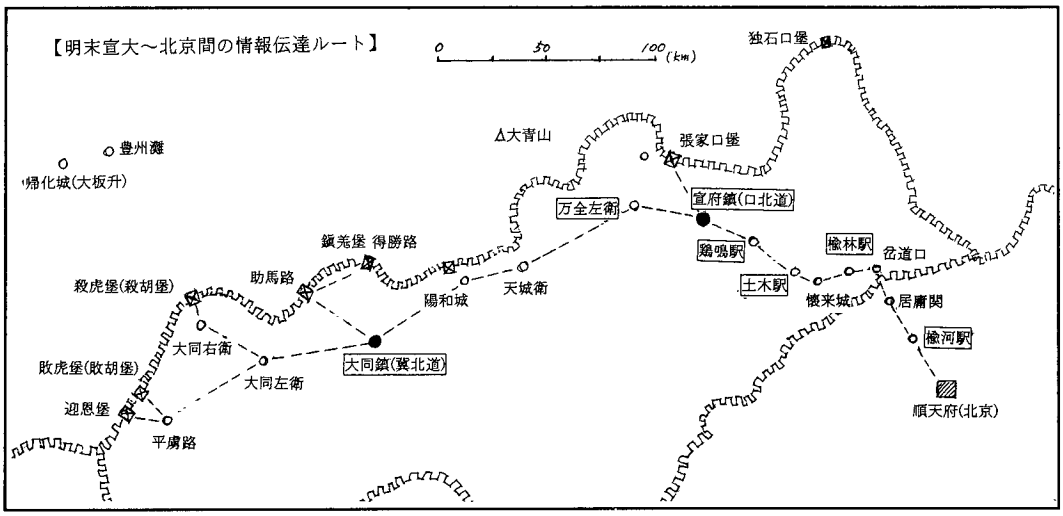

文書の受領日時も、殺胡堡到達時点より後については塘報内に明記されている。つまり、ある衙門では文書を受領すると、それを引用した文書を作成して上級衙門に向け発出する。やがて、目的の城鎮まで運ばれた文書は受領される。この１サイクルにかかった時間が分かるのである。時間経過とおよその距離も加えて、伝達経路と受領日時を図式化すると、下の如くである。

①熟夷の「説」
↓
②大同総鎮標下哨丁安進才、右衛路張進宝等、助馬路郝廷宝等の「稟報」　※偵察結果
↓
③監辺把総周希哲の「報」　※情報を取り纏めて報告
↓殺胡堡着（14年5月9日18:00）
④殺胡堡守備張成功の「稟報」　※転送のみ
↓大同右衛着（14年5月9日22:00）　※殺虎（胡）堡～大同右衛：約20里見当、約4時間
⑤大同右衛路管参将事都司僉事王之棟「火牌塘報」　※転送のみ
↓大同鎮着（14年5月11日4:00）　※大同右衛～大同鎮：約200里見当、約30時間
⑥大同巡撫劉夢桂「塘報」※過去の経緯と巡撫としての見解・対応を附加
↓宣府総鎮着（14年5月14日8:00）　※大同鎮～宣府鎮：約340里、約76時間
⑦宣大総督張福臻「塘報」　※総督としての見解・対応を附加
↓北京着（14年5月15日12:00）　※宣府鎮～北京：約370里、約28時間
⑧兵部尚書陳新甲「題本」　※転送のみ
↓発出（14年5月15日）
⑨崇禎帝「聖旨」　※今後の対応を命令
↓密抄、奉旨（14年5月16日）
兵部（14年5月16日聖旨受領）
職方清吏司郎中張若麒の「案呈」（14年5月19日作成）
↓　⑩ 宣大総督＆大同巡撫へ兵部「咨」（今後の予定）
兵部尚書陳新甲
↓（14年5月20日）
大同科書弁趙文鎔、楊蕃　※整理・掛号・保管

塘報の構成を見れば、文書を受け取った衙門では、届いた文書の主要部分を変えずに直接引用し、次の衙門へ受け渡す文書を作成していることが明瞭にわかる。各衙門において、新たな情報や自らの見解を付け加える場合もあれば、受領文書の引用のみで何も付け加えず、実質上転送と変わらない場合もある。いずれにしても、前線の情報が崇禎帝に報告される段には、以下のようにこの公文書は多重的な入れ籠構造を呈することになる。

⑧兵部尚書陳新甲「題本」⊃⑦宣大総督張福臻「塘報」⊃⑥大同巡撫劉夢桂「塘報」⊃⑤大同右衛路管参将事都司僉書王之棟「火牌塘報」⊃④殺胡堡守備張成功「稟報」⊃③監辺把総周希哲「報」⊃②大同総鎮標下哨丁安進才・右衛路張進宝等・助馬路郝廷宝等「稟報」⊃①熟夷「説」

そして公文書末尾の部分は、兵部題本を承けての崇禎帝の聖旨が下された後、兵部職方清吏司で今後の方針が策定されるまでの時間経過に沿う形で構成されている。

⑧’　兵部尚書陳新甲「題本」→⑨崇禎帝「聖旨」→兵部→兵部職方清吏司郎中張若麒「案呈」→兵部→⑩宣大総督、大同巡撫宛ての「咨」（今後）

こうした文書構成は一般的な公文書にも普遍的に見られるものであるが、特に軍情報告である塘報の場合は、入れ籠式の構造が顕著に現れていると言える。

2．塘報の構成をとおしてみる情報伝達の事例

以下に、前稿で用いた各塘報についても、どうやって宣府・大同方面の前線から朝廷に情報が伝えられたかを示す具体例として、表の形で整理してみたい。なお、前章で分析した崇禎14年5月の塘報も、「5.」に挙げてある。

1. 兵部題「宣府巡撫劉永祚塘報」行稿（崇禎13年5月初1日）甲編・第10本・967				
順	発出者役職・人名［他の称呼］	種別	日付（発出 or 受領）	受領者
	兵部	題稿	存	宣府科王世□
⑧	兵部尚書陳新甲［部］	題本	13.05.01.具題	崇禎帝
⑦	宣府巡撫劉永祚［職］	塘報	13.05.01.准	陳新甲
⑥	分守口北道江禹緒［道］	塘報	13.04.28.08:00（辰時）（受）	劉永祚
⑤	管宣府右衛路參將事副將葛汝芝［職、卑職］	塘報	13.04.26.08:00（辰時）准	江禹緒
④	張家口堡守備賈梧［職、卑職］	稟	13.04.24.18:00（酉時）（受）	葛汝芝
①	（宣府）總鎮	諭帖	13.04.20.蒙	賈梧
②	張家口堡守備賈梧、撫夷甄都司	傳諭		口夷那木生・艾煖兎等
③	陶鄧把什	口稟、口報		賈梧
⑨	崇禎帝	聖旨	13.05.02..奉	陳新甲
⑩	兵部職方清吏司	案呈	到部	陳新甲
	兵部尚書陳新甲	咨文	（今後発出予定）	宣大總督・□□（＝宣府）巡撫
	兵部尚書陳新甲	箚付	（今後発出予定）	宣府柳溝各鎮・分守分巡□□各道

これは前稿第二章「偵察活動の強化」4ページ、【宣大方面の偵察活動－崇禎十三年四月】の項にて根拠とした史料である(5)。①～③の部分が一次情報と言うべき部分にあたる。まず、宣府総鎮（宣府総督劉永祚）が張家口堡守備賈梧に諭帖①を下し、撫夷甄都司を通じて口夷の那木生・艾煖兎らに伝諭②して、一、原派の独石辺守口夷人を連れて速やかに独石口の守辺に赴き、東奴（＝満洲人）の動向を偵察する際の道案内とすべきこと、一、我が哨丁の活動を妨害する夷衆は何部落で、その

理由は何かを調査すべきこと、を命じた。諭を受けた陶鄧把什らが口稟③するには、那木生らは差遣してからまだ戻ってきておらず、代わりに夷人の我麦気ら十名に任務を命じたところだ、とのことだった。

賈梧が諭帖①を受領したのは崇禎13年4月20日のことである。口稟③を受けたのがいつかは不詳だが、彼は管宣府右衛路参将事副将葛汝芝に稟④を上し、確かに諭を夷人に伝えたと同時に、長哨李国柱を辺外に使わして我麦気ら十名を管押して独石口堡に連れてきた旨を報告した。葛汝芝がこれを受領したのが4月24日18時頃（酉時）のことであった。

葛汝芝からは分守口北道江禹緒へ塘報⑤が発せられ、受領日時は4月26日8時頃（辰時）。江禹緒から宣府巡撫劉永祚へ塘報⑥が発せられ、受領日時は4月28日8時頃（辰時）。さらに劉永祚からの塘報⑦が兵部尚書陳新甲のもとへ届いたのが5月1日のこととなる。張家口堡守備の賈梧が宣府総鎮の諭を承けてから兵部に情報が伝わるまで、総じて11日間かかった計算になる。

なお、上記伝達ルートのうち、宣府に衙署を置く分守口北道江禹緒が葛汝芝の塘報を受領したのが4月26日8時、同鎮内の巡撫劉永祚がその報に接するのが丸二日後の28日8時、そこから兵部（北京）へは約三日を要して5月1日ということであるから、宣府内の衙門で処置に要した時間は凡そ3〜4日（可能性としては最短2日、最長5日）だったと推定される。

その後、同日中に陳新甲の題本⑧が崇禎帝のもとへ発せられ、翌2日に関係各官に連絡して夷人を協力させつつ偵察活動を継続するよう聖旨が下った。兵部職方清吏司ではそれを受け、これより宣大総督と宣府巡撫に咨文を、また各鎮・道官へ箚付を発出して聖旨を伝達する旨、案呈に記している。

2. 兵部題「大同巡撫劉夢桂塘報」稿（崇禎13年9月初2日）辛編・第6本・528				
順	発出者役職・人名［他の称呼］	種別	日付（発出 or 受領）	受領者
	兵部	題稿	有書册	大同科書辨趙文鑨（ママ）・楊蕃
⑪	兵部尚書陳新甲［部］	題本	13.09.02.具題	崇禎帝
⑩	大同巡撫劉夢桂［撫院、職］	塘報	13.09.02.16:00（申時）准	陳新甲
⑨	大同總兵官王樸［本職、道、鎮］	塘報	13.08.25.准	劉夢桂
⑧	管右衛路管參將事王之棟［路］	轉報	13.08.22.（受）	王樸
⑦	殺胡堡守備高鸞［卑職］	稟	13.08.20.（受）	王之棟
①	王守備頂氣温布	稟	13.08.19.（称）	高鸞
②	撫院、道、路、廳	伝諭		各夷
③	夷目朝庫兒・黄狗・擺獨頼・必克合収氣ら30家の頭目	哀稟		高鸞
④	殺胡堡守備高鸞	（語）		各夷目
⑤	夷目朝庫兒ら30家の頭目	（語）		高鸞
⑥	大同巡撫劉夢桂［撫院］	親諭		各夷目
⑫	崇禎帝	聖旨	13.09.02.奉	陳新甲

前稿第二章、5〜6 ページ、【消息不明の哨丁の捜索－崇禎十三年八月】にて用いた文書である(6)。殺胡堡守備高鸞の稟⑦は、当該案件の背景を次の如く記す。消息を絶った助馬路哨丁 2 名の捜索活動が、大同兵備道右参政聶明楷らと夷目王守備頂気温布らの間の取り決めに従い、夷人 4 名により進められた。しかし、期限の 8 月 15 日になっても何ら成果を上げ得なかった。かくして、行方不明になった哨丁の警護役だったと思われる領哨夷人 2 名の処分をめぐり、漢夷間でもめることとなった、と。そして①〜⑥の部分が、まさに一次情報と言うべき、殺胡堡守備高鸞らと夷目朝庫児らの間で交わされた実際のやりとりの様子である。梟斬に処して責任を取らすべしとする明朝側の強硬な主張②・④に対し、夷人側も助命を嘆願して一歩も引かない③・⑤。両者の綱引きが生き生きと描写されている。最終的に大同巡撫劉夢桂の諭⑥によって、身柄を夷目朝庫児預かりとすることで決着がはかられたのだった。以上のやりとりは 8 月 19 日に行われ、それが殺胡堡守備高鸞の稟⑦によって管右衛路管参将事王之棟（8 月 20 日受領）を経由し、大同総兵官王樸に転報⑧された（8 月 22 日受領）。王樸からは大同巡撫劉夢桂に塘報⑨が発せられて 8 月 25 日に受領された。劉夢桂から兵部尚書陳新甲へ塘報⑩が送られて受領されたのが 9 月 2 日 16 時だった。なお、陳新甲は同日中に具題し、崇禎帝の聖旨を同日中に奉じている。

すなわち、殺胡堡から大同右衛へは最長でも 1 日、大同右衛から大同鎮間は約 2 日、大同鎮内で総兵官から巡撫に回されていたのが併せて約 3 日、大同鎮から兵部までは約 7 日の日時を要した。8 月 19 日から起算すると、現場の情勢はトータル 13 日間で北京まで伝わったことになる。

3. 兵部題「大同巡撫劉夢桂塘報」行稿（崇禎 13 年 11 月 28 日）甲編・第 10 本・996				
順	発出者役職・人名［他の称呼］	種別	日付（発出 or 受領）	受領者
	兵部尚書陳新甲	題稿	13. 11. 28. 朝	大同科書辨趙文鐸、楊蕃
⑰	兵部尚書陳新甲	題本	13. 11. 28. 具題	崇禎帝
⑯	兵部職方清吏司陳若麒	案呈	13. 11. 27. 到部	陳新甲
⑮	大同巡撫劉夢桂	塘報・轉報	13. 11. 27. 16:00（申時）准	陳新甲
①c	右衛助馬等路參將王之棟等	塘報・移文	13. 11. 13. 〜17.	劉夢桂
①b	各堡守備高鸞等	(報)		王之棟
①a	哨丁	(報)		高鸞
②c	分守冀北道右參議朱家仕	塘報		劉夢桂
②b	平虜路參將雷起春	報		朱家仕
②a	援兵營歩哨賀鸞	報		雷起春
③	大水口堡哨丁武江	塘報		劉夢桂（雷起春）
④b	右協副將楊化麟	塘報	又准	劉夢桂
④a	撥兒千總王鎮邊、家丁劉光玉等、大同總鎮標下守備秦雄、平虜路出哨把總擺忽頼等	(報)		楊化麟

⑤b	平虜路參將雷起春	塘報	又准	劉夢桂
⑤a	大水口堡哨丁李剛	報		雷起春
⑥	敗胡堡哨丁王伏海	塘報		劉夢桂（雷起春）
⑦	迎恩堡哨丁鄭景刁	塘報		劉夢桂（雷起春）
⑧d	鎮守大同總兵官王樸	塘報	又准	劉夢桂
⑧c	得勝路參將鍾鳴高	報		王樸
⑧b	鎮羌堡守備李蘊璧	稟		鍾鳴高
⑧a	哨探守備張天才、本鎮標下出哨守備王國忠、健丁［役等？］	（報）		李蘊璧
⑨	大同巡撫劉夢桂	塘報		兵部
⑩	兵部尚書陳新甲	題本		崇禎帝
⑪	崇禎帝	聖旨		陳新甲
⑫	兵部尚書陳新甲	行		劉夢桂
⑬c	得勝路參將鍾鳴高	呈		劉夢桂
⑬b	鎮羌堡守備李蘊璧	呈		鍾鳴高
⑬a	本路哨探守備張天才	（察得）		李蘊璧
⑭c	大同巡撫劉夢桂	塘報		陳新甲
⑭b	得勝路參將鍾鳴高	呈		劉夢桂
⑭a	本路哨探守備張天才と鎮羌堡守備李蘊璧	呈		鍾鳴高
⑲	崇禎帝	聖旨	13. 12. 04. 08:00（辰時）奉	陳新甲
⑳	兵部職方清吏司郎中張若麒	案呈	13. 12. 04.	陳新甲
	兵部尚書陳新甲	咨文	（今後発出予定）	大同巡撫李夢桂
	兵部尚書陳新甲	箚付	（今後発出予定）	大同總兵官王樸

前稿第二章6～8ページ、【夷人の動向－崇禎十三年十一月】にて用いた文書である(7)。崇禎13年11月13日～17日における偵察情報として、各方面から寄せられた①a～⑧aおよび⑬a・⑭aの諸情報が、この文書における一次情報である。煩を避け、ここでは個別の情報の中身は紹介せず、各情報が辿った経路のみに絞って見てみたい。各例ほぼ共通して、哨丁や哨探守備で得られた情報が堡・路の守備・参将レベルを経由し、大同巡撫劉夢桂に集約されていることがわかる。劉夢桂がそれらを取り纏めて、塘報⑨⑮で兵部に報告している。⑮の冒頭部分で、これは既に報告済みの11月8日～12日の情報に引き続くものとしているところから、恐らくこれに先だち、同様の形式で偵察活動報告が行われているのであろう。大同鎮から北京までの伝達に要した時間は明らかではないが、最も遅い一次情報の日付である11月17日から起算すると、兵部が⑮を受領した11月27日16時まで都合10日ということになろう。ただし、大同右衛路や大同鎮で情報を承けた日時が全く判らないので、それ以上のことは不明である。

なお、陳新甲が11月28日に具題したこの報告に対し、12月4日8時に聖旨が下され、同日の職方清吏司の案呈中で大同巡撫に咨文を、大同総兵官に箚付を発出する旨が記されている。聖旨が発せられるまで5～6日もかかっているのが特徴的である。

4. 兵部題行「大同巡撫劉夢桂塘報」稿（崇禎 14 年 4 月 13 日）丁編・第 7 本・662				
順	発出者役職・人名［他の称呼］	種別	日付（発出 or 受領）	受領者
	兵部尚書陳新甲	題稿	14. 04. 16. 行訖	大同科書辨趙文鐏、楊蕃
⑬	兵部尚書陳新甲	題本	14. 04. 13. 具題	崇禎帝
⑫	大同巡撫劉夢桂	塘報・馳報	14. 04. 13. 12:00（午時）（受）	陳新甲
④	兵部尚書陳新甲	咨	13. 12. 29.（受）	劉夢桂
①	宣大總督張福臻	塘報	13. 12. ?（受）	陳新甲
②	兵部尚書陳新甲	題本	13. 12. ?具題	崇禎帝
③	崇禎帝	聖旨	13. 12. 23. 16:00（申時）奉	陳新甲
⑤	總督軍門（宣大總督張福臻？）	咨	13. 12. ？（受）	劉夢桂
⑪	大同兵備道右參政聶明楷	呈	14. 04. 07.（受）	劉夢桂
⑩	古（右）衛路參將王之棟	報		聶明楷
⑨	殺胡堡守備張成功	報		王之棟
⑧	哨丁計玄・胡承伯	稟	14. 04. 01.（受）	張成功
⑦	朝庫兒等夷	説		計玄、胡承伯
⑥	哨夷	称		朝庫兒
⑭	崇禎帝	聖旨	14. 04. 15. 20:00（戌時）奉	陳新甲

前稿第三章「豊州灘夷朝庫児との交渉」中、8 ページ【夷人の情報に対する不信感】の項で用いた史料(8)。①～⑤は、崇禎 13 年 12 月中の経緯で、その結果として崇禎帝の聖旨③が降された。帝は、豊州灘に夷人達が多数潜伏しているそうだが、速やかに調査し、的確な情報を報告せよ、と命じている(9)。その命令に従って、以来、殺胡堡を中心に、大同右衛近くの辺外で偵探活動が活発化したものだろう。

一次情報は、朝庫児属下の哨夷が哈喇頭河地方の情勢について朝庫児に報じた⑥内容、及びその言を引きつつ、我らが協力なしに明側のみで彼の地を探索するのは無理だろうと述べる朝庫児たち自身の話⑦である。崇禎 14 年 4 月 1 日、哨丁計玄らの稟⑧を承けた殺胡堡守備張成功は、大同右衛参将王之棟へ報じ⑨、そこからまた大同兵備道聶明楷へと転報され⑩、聶明楷のしたためた呈文⑪が大同巡撫劉夢桂に届けられたのが 4 月 7 日のことだった。殺胡堡から大同までの路程では、凡そ 6 日間を要している。

以後、劉夢桂は兵部尚書陳新甲宛てに塘報を発する。それが受領されたのが、4 月 13 日 12 時頃、すなわち更に 6 日後のことになる。同日中に陳新甲が具題し、2 日後の 15 日に聖旨が降っている。張成功の報⑨に明言されるように、明朝側は前線においても、夷人らに対して必ずしも信を置いておらず、狡猾な彼らに騙されぬようにし注意深く偵察活動を継続しなければならない、と考えていた。崇禎帝の聖旨③にも、それと同様の指向性が見て取れよう。

5. 兵部題行「宣大總督張福臻塘報」稿（崇禎 14 年 5 月 15 日）乙編・第 4 本・313				
順	発出者役職・人名［他の称呼］	種別	日付（発出 or 受領）	受領者
	兵部衙門	題稿	14. 05. 20.（受渡）	大同科書弁 趙文鐏、楊蕃
⑧	兵部尚書陳新甲	題本	14. 05. 15. 具題	皇帝
⑦	宣大總督張福臻	塘報	14. 05. 15. 12:00（午時） 准	陳新甲
⑥	大同巡撫劉夢桂	塘報	14. 05. 14. 08:00（辰時） 准	張福臻
⑤	大同右衞路管參將事都司僉事王之棟	火牌 塘報	14. 05. 11. 04:00（寅時） （受）	劉夢桂
④	殺胡堡守備張成功	稟報	14. 05. 09. 22:00（亥時） （受）	王之棟
③	監邊把總周希哲	報	14. 05. 09. 18:00（酉時） （受）	張成功
②	大同總鎮標下哨丁安進才、右衞路張進寶等、助馬路郝廷寶等	報		周希哲
①	熟夷	説		安進才、張進寶等
⑨	皇帝	聖旨	14. 05. 16. 奉	陳新甲
⑩	兵部職方清吏司郎中張若麒	案呈	14. 05. 19.（受渡）	陳新甲
	兵部尚書陳新甲	咨	（今後発出予定）	張福臻、劉夢桂

この文書は前稿第三章、9～10 ページ【封号と恩賞を求めて－崇禎十四年五月、第一報】にて用いた史料であり、朝庫児および順義王卜失兎の子孫と称する者達と、恩賞の賜予をめぐっての交渉が展開されている(10)。その構成や具体的な内容等はすでに前章で詳細に分析・検討したので、ここでは他の文書と同形式の上掲表を提示するのみにとどめる。

6. 兵部題行「宣大總督張福臻塘報」稿（崇禎 14 年 5 月 20 日）乙編・第 4 本・314				
順	発出者役職・人名［他の称呼］	種別	日付（発出 or 受領）	受領者
	兵部尚書陳新甲	題稿		大同科書弁趙文鐏、楊蕃
⑩	兵部尚書陳新甲	題本	14. 05. 20.	崇禎帝
⑨	宣大總督張福臻［撫按］	塘報	14. 05. 20. 16:00（申時） 准	陳新甲
⑧	大同兵備道右參政聶明楷［道］	塘報	14. 05. 18.（受）	張福臻
⑦	署殺胡撫夷同知張煒芳［張同知、撫夷廳］	報	14. 05. 13. 08:00（辰時） （受）	聶明楷
⑥	大同右衞路都司管參將事王之棟［王參將、路］	報	准	張煒芳

⑤	殺胡堡守備張成功［卑職］	稟	14. 05. 12. 20:00（戌時）（受）	王之棟
①	大同總鎮標下哨丁郝進寶等	探得	14. 05. 09.	張成功
②	兵備道差官武天擧［道］	馳令	14. 05. 11.	張成功
③	朝庫兒差討戸榜什擺獨頼鐵計等各宰生	口稟	14. 05. 11. 12:00（午時）称	張成功
④	張同知・王參將・卑職・團總守備班恩等	答	云	朝庫兒
	撫夷庁下通官以速代・本路下通官陳應元・卑職下通丁良戸等	報	14. 05. 12. 10:00（巳時）（出発）	張成功
⑩	兵部尚書陳新甲	題本	14. 05. 20.	崇禎帝
⑪	崇禎帝	紅本聖旨	14. 05. 22. 00:00（子時）奉	陳新甲
⑫	兵部職方清吏司郎中張若麒	案呈	14. 05. 22.（受渡）	陳新甲
	兵部尚書陳新甲	咨	（今後発出予定）	宣大總督、大同巡撫
	兵部尚書陳新甲	箚付	（今後発出予定）	王樸

殺胡堡守備張成功らと夷目朝庫児らとの交渉の様子を具に伝えるこの塘報は、前稿 10～11 ページ、【口頭での応酬ー崇禎十四年五月、第二報】で用いた史料である(11)。一次情報となるのは①、②、③の三部分である。①は、小台吉二名と朝庫児らが甚だ多数の人馬を連れて辺外約三十里の地に来ているとの、哨丁郝進宝等による報告。②は、武天挙が、発兵の際に役立つ正確な情報収集をせよとの厳命を伝えており、これは聶明楷が派したものらしい。③にて朝庫児が差した討戸榜什擺独頼鉄計等各宰生の主張するところは、人馬を引き連れてきたのはあくまでも小台吉の護衛・従者としてであり、順義王卜失兎の子孫たるものが不軌を謀るなどということは有り得ない、というもの。①は 5 月 9 日に、②は 11 日に、③は 11 日 12 時に、殺胡堡守備張成功が受領している。

張成功らは夷人らに対し、汝らに悪意のないことは了解、恩賞の件は上司と前向きに検討中だと口頭④で答えた上で、大同右衛路都司管参将事王之棟へ以上の報告を行った。5 月 12 日 20 時頃（戌時）に王之棟が受領したその稟⑤には、情勢をさらに探るため、夷人を帰す際に三名の通訳を同行させたとしている。王之棟からは報⑥により署殺胡撫夷同知張煒芳へ、同じく報⑦により張煒芳から大同兵備道右参政聶明楷へと伝達された。聶明楷のもとへそれが届いたのが 5 月 13 日 8 時頃（辰時）、聶明楷の塘報⑧が宣大総督張福臻に渡ったのが 5 月 18 日のことだった。張福臻は、塘報⑨を兵部尚書陳新甲に送るが、その中で、夷人は恭順な態度のように見えるが、実は傲慢であり、偵察活動を続ける一方、厳しく督責を行なうと語っている。陳新甲がそれを受け取ったのが 5 月 20 日 16 時頃（申時）、その日の内に題本⑩を上して、翌々日（22 日 0 時頃）に聖旨を受けたのだった。兵部職方清吏司郎中張若麒は同日、案呈をしたため、咨文を宣大総督張福臻及び大同巡撫劉夢桂あてに、箚付を大同総兵官王樸あてに発するとしている。

上述のごとく、殺胡堡の張成功のもとへ情報が集約されたのが 5 月 11 日 12 時以前（①～④）のこ

とで、張成功の稟⑤を大同右衛路の王之棟が承けたのが 12 日 20 時頃、すなわちその間僅かに 1 日前後ということになる。地図を見てもわかるように、殺胡堡と大同右衛路の間はさほど遠くない（20 里前後？）ためもあろう。情報⑦は王之棟から撫夷同知張煒芳を経由⑥し、大同兵備道右參政聶明楷へ、5 月 13 日 8 時に届く。つまり大同右衛路から大同鎮の間は夜通し馳せたのか、僅か 12 時間しか要していない。大同鎮の聶明楷から⑧は宣大総督張福臻の手を経て、塘報⑨が 5 月 20 日 16 時頃に兵部尚書陳新甲に届けられた。つまり大同鎮から北京までは7日と8時間を要した計算になる。上表を見る限り、大同兵備道衙門に比較的長く滞留していたように思われる。

7. 兵部題行「宣大總督張福臻塘報」残稿（崇禎 14 年 5 月 25 日）丁編・第 7 本・664				
順	発出者役職・人名［他の称呼］	種別	日付（発出 or 受領）	受領者
⑨	兵部尚書陳新甲	題本	（缺損）	崇禎帝
⑧	宣大總督張福臻	塘報	14. 05. 25. 20:00（戌時）准	陳新甲
⑦	大同兵備道右參政聶明楷	塘報	14. 05. 23. 16:00（申時）（受）	張福臻
⑥	署殺胡撫夷同知張煒芳［張同知］	報	14. 05. 18. 08:00（辰時）（受）	聶明楷
⑤	大同右衛路都司管參將事王之棟［王參將］	報		張煒芳
④	殺胡堡守備張成功［卑職］	報	14. 05. 17. 18:00（酉時）（受）	王之棟
①	原差通官以速代・陳應元・通丁良戸等［役等］	報	14. 05. 12.（受）	張成功
②	朝庫兒、討戸榜什黄狗各頭目［衆夷］	説	14. 05. 13. 早（受）	張成功・張煒芳・王之棟
③	□□	答云	（缺損）	朝庫兒等

これは前稿 12 ページ、【通訳官らの伝える情報－崇禎十四年五月、第三報】にて用いた史料である(12)。一次情報は大別して二つ、一つ目は原差通官以速代・陳應元・通丁良戸等によってもたらされた。彼らは順義王卜失兎の子孫であると自称する二名の小台吉を送り届けるため、明朝側から清水河地方に派遣された通訳である。彼らが伝える報①に拠れば、彼の地にはゲルがずらりと並び、見えるだけでもざっと 2000 騎以上の人馬が集結している、彼らは 13 日にも使者を送って協議を継続すると伝えてきた、とのことであった。13 日になり、果たして朝庫児・討戸榜什黄狗の各頭目ら衆夷が殺胡堡やってきた。一次情報の二つめは、彼らの発言②・③である。冒頭で、順義王卜失兎の子孫として明朝から受けた大恩を忘れず、誓約にも従ってきた旨の主張をしているが、残念ながら後部が缺損していて詳細はわからない。

二つの一次情報は、いずれも殺胡堡守備張成功の報④に引用されているもので、崇禎 14 年 5 月 17 日の 18 時頃（酉時）に大同右衛路都司管参将事王之棟がそれを受け取り、署殺胡撫夷同知張煒

芳の手を経て⑤、5月18日8時頃（辰時）に大同兵備道右参政聶明楷へ受け渡された⑥。大同右衛路～大同鎮間の所要時間は僅々14時間ほどに過ぎない。聶明楷の塘報⑦は宣大総督張福臻が5月23日16時頃（申時）に受領、次いで張福臻の塘報⑧が5月25日20時頃（戌時）に兵部尚書陳新甲のもとへ届けられた。陳新甲から崇禎帝に上された題本の発出・受領日時は、缺損のため不詳である。大同鎮～宣府鎮間は5日と8時間、宣府鎮～北京間は2日と4時間かかっている。上表からは、先に見た「6.」の史料同様、大同の衙門で時間がかかっている様子が見て取れる。

8. 兵部爲講讐夷情事（崇禎14年5月26日）内閣大庫史料・巻7・400～403 (13)				
順	発出者役職・人名［他の称呼］	種別	日付（発出 or 受領）	受領者
⑨	兵部尚書陳新甲	題本	14.05.26.具題	崇禎帝
⑧	宣大總督張福臻	塘報		陳新甲
⑩	崇禎帝	御前發下紅本	14.05.28.08:00（辰時）奉聖旨	陳新甲
⑪	兵部職方清吏司郎中張若麒	案呈		陳新甲
	兵部尚書陳新甲	咨	（今後発出予定）	宣大總督・大同巡撫
	（中　缺）			
①	該道（大同兵備道右參政聶明楷？）	塘報		部院＝宣大總督
②	部院（宣大總督張福臻）	塘報		陳新甲
③	兵部尚書陳新甲	題本		崇禎帝
	（中　缺）			
④	卑職（殺胡堡守備張成功？）	不詳		（不詳）
	（中　缺）			
⑤	卑職（殺胡堡守備張成功？）	不詳		職
⑥	（不詳）	塘報		道
⑦	道（大同兵備道右參政聶明楷？）	看得		（不詳）

文書の途中が何カ所も缺落した残闕本であるが、具体的な交渉の様子が非常になまなましく描写されている。前稿12～14ページ、【妥結に向けて－崇禎十四年五月、第四報】にて用いた史料である(14)。

この文書の一次情報は④・⑤の部分に含まれており、報告者は殺胡堡守備張成功ではないかと推測される。兵部尚書陳新甲が、この交渉が行なわれる以前の背景と経緯を崇禎帝に対して③で述べており、また大同兵備道右參政聶明楷と思われる者が交渉後になって見解を述べている部分が⑦である。情報伝達の際に経過した時間等については、題本・聖旨の受け渡しを除き、わからない。恐らく缺損部分に含まれているものと思われる。

おわりに

以上、崇禎13～14年当時における宣大方面から北京への情報伝達の実情について、具体例を見てきた。最後に、それらを通して、伝達に要した日数・時間に関し示唆される点について、付言しておきたい。

所掲の地図に推定したルートが大過ないものとして、本論19ページに記したごとく、大雑把に言って殺胡堡～大同右衛路は約20里、大同右衛路～大同鎮は約200里、大同鎮～宣府鎮は約340里、宣府鎮～北京は約370里と見当をつけることができる。

本論に見た実例においては、殺胡堡・大同右衛路～大同鎮間には十数時間から2日前後、大同鎮～宣府鎮間には3～5日前後、宣府鎮～北京間には1～2日前後を要するのが一般的だったと思われる。そして、殺胡堡・大同右衛路の最前線から北京の兵部衙門まで情報が達するには、総じて10日～15日(早ければ5日ほどで行く場合もあったようであるが)が必要だったかと推されるのである。

もちろん、これが純粋に移動時間を示している訳では無い。本論で述べた所要時間の根拠は、受け取った文書を入れ籠式に引用する際に刻印される、文書の「受領日時」のみであって、刻印されない「発出日時」は考慮されていない。つまり、各衙署で文書を受領した後、そこから文書を発出するまでの日数・時間も含んだ上で、情報を受け継いだ次の衙署で受領するまでの間、それを仮に「所要時間」と称しているのである。残念ながら、いまのところ移動に要した時間そのものは、明らかにし得ていない。

ただ、裏を返せば、移動のルート上ではどの地点でも遅速の差があまり無かったと仮定するならば、どの衙署を通過するときに時間がより多く（より少なく）かかっていたかが把握できるはずである。すなわち、どの衙署で文書処理に多くの時間を必要としたかが、ここには反映されていよう。この仮定に立って今回取り上げたの諸事例の所要時間数を眺めてみると、明らかに、大同鎮（大同巡撫）で費やされる日数・時間数が他に比べて長いことに気づくのである。

督撫クラスの地方大官は、明代後半期以降になって制度的に整い、中央とのパイプも太くなり、権限を強化していったと考えられている。そして今回見た諸事例でも確かに、情報受け渡しの際に、大同巡撫がなにがしかの判断や意見を添えていることが多かった。北京と直結するパイプを持ち、当該地域に最大の責任と権限を有する衙署であればこそ、より多くの案件が集中する地でもあったに違いない。それらが因となり、処理により多くの時間を費やす必要があったのかもしれない。

いずれにせよ、本論で検討を加えた事例数はあまりに少なく、また地域的にも限られている。情報・命令の伝達と処理についての分析をより精度を上げて行うためには、検証すべき対象範囲を更に広めてゆくことが課題となろう。

【註】

（1）「明末北辺の偵察活動―崇禎十四年、大同右衛」、『大阪府立大学紀要（人文・社会科学）』第55巻、2007年3月、1～16ページ。以後、節略に従って単に前稿と称する。

（2）前稿第三章9～10ページ、【封号と恩賞を求めて－崇禎十四年五月、第一報】で用いた史料。本稿次章の五番目の表もこの史料の分析結果である。

（3）主に、明･黄汴撰『一統路程圖記』8巻、隆慶4年刊（別名として『新刻水陸路程便覧』、『圖注水陸路程圖』等がある）、及び明･程春宇撰『士商類要』4巻、天啓6年刊に拠った。他に蘇同炳著『中華叢書　明代驛遞制度』、民国58年（1969年）6月初版、臺灣書店／集成図書公司、中華叢書編審委員会印行、も参考にした。なお、『一統路程圖記』と『士商類要』は楊正泰著『明代驛站考　附･一統路程圖記、士商類要』、上海古籍出版社、1994年6月、に影印採録されているものを利用した。

（4）大同～殺胡堡の路程については、譚其驤主編『中国歴史地図集　第7冊（元明時期）』、地図出版社、北京、1982年、に拠った。なお、殺胡（虎）口については最近、王澤民著『殺虎口与中国北部辺疆』、内蒙古大学出版社、フフホト、2007年4月、が出版されているが、明代に関してはさほど詳細に記述されているわけではないようである。

（5）また、前稿15ページ、註③参照。

（6）また、前稿15ページ、註④参照。

（7）また、前稿15ページ、註⑤参照。

（8）また、前稿15ページ、註⑦参照。

（9）豊州灘は、かつては順義王アルタンの勢力圏としても知られ、現フフホト近くの帰化城（大板升）がその本拠地であった。豊州灘周辺に40近くはあったとされる板升には、主に中国内地から逃れてきた漢人たち、特に白蓮教徒が多数住んでおり、彼らとアルタンとの繋がりも深かったとされる。従って、明朝にとっては常々警戒すべき存在であった。隆慶和議の際、把漢那吉をアルタン側に戻す交渉の過程で、大板升趙全の身柄引き渡しを誘導していったことを見ても、その警戒感の強さが推し量れる。萩原淳平「アルタン・カンと板升」、『東洋史研究』第14巻第3号、1954年、他を参照。

（10）また、前稿15ページ、註⑨参照。なお、前稿では二名の小台吉（小官）を、順義王俺答の子孫としたが、誤りである。卜失兎の子孫に訂正したい。

（11）また、前稿15～16ページ、註⑭。

（12）また、前稿16ページ、註⑯。

（13）『明清内閣大庫史料　第一輯　明代（上）』、東北圖書館（瀋陽）、1949年12月、第7巻、第156号档案、400～403ページ所収。

（14）また、前稿16ページ、註⑰。

Transmission of Tangbao 塘報 in Late Ming Era
—From Outside the Border of Datong 大同 to Beijing

SAKURAI Toshiro

An official document, which transmit military information from the front line, was called Tangbao 塘報 in the Ming times. When an office receives a document which needs to be relayed finally to the central government, such as Tangbao, they usually quote the sentences from the received document, without changing even a word, and then makes the new one. As a consequence, many strata of former documents form the newly made document.

Not only the original military information of the front, but also the data of who made the document at which office, and when they were received, are recorded in them at each phase of the relaying route. And that is why we could know by which route the information was relayed, and how many days and hours it needed, from the northwest front of Datong to get to Beijing.

In this article, I studied 8 cases of relayed Tangbao during13th and 14th year of Chong-zhen 崇禎 reign (1340～1341), whose original information were mostly from Shahu fortress 殺胡堡. All of them finally reached Beijing via Right Guard of Datong 大同右衛 and Datong-chen 大同鎮. The estimated distance between Shahu fortress and Beijing, when courier and postal routes 驛遞路 were used, was about 520km, and the days required to pass through would be around 10 to 15, including time spent to deal with the document at the offices en route.

It is a characteristic fact that they needed comparatively long time at Datong-chen, especially at the offices of the Grand Coordinator 巡撫 or the Intendant of Military Command Circuit 兵備道. It might be due to their increasing authority and responsibility in the latter half of Ming time.